

市場デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
- 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お客様窓口までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

先物・オプション取引の契約締結前交付書面

フィリップ証券株式会社

本書は、お客様がフィリップ証券との間で行う先物・オプション取引についてご理解いただくため、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に従い、交付するものです。

この書面には、先物・オプション取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対売買(買い方の場合は転売、売り方の場合は買戻し)を行うことで、契約を解消することも可能です。
- オプション取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日までに、その時の市場動向に関係なくあらかじめ定められた特定の価格で買う権利(コールオプション)又は売る権利(プットオプション)を売買する取引です。ただし、期日まで待たずに、転売又は買戻しを行うことも可能です。
- 指数先物・指数オプション取引は、抽象的な指数を対象商品としたものであり、実際の受渡し不可能なため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、指数先物取引では、契約時の約定価格と最終清算数値(SQ値)の差額を受払いすることで、指数オプション取引では、権利行使価格と最終清算数値(SQ値)の差額を受払いすることで、いずれも差金決済が行われます。
- 商品先物取引は、取引所にて、現物先物取引商品には納会日が設定されていますが、当社では納会日前の当社が規定する期日までに仕切注文により差金決済を行っていただきます。当該期日までにご対応のない場合には、弊社にて建玉を決済させていただくこととなります。その場合、損益についてはお客様の計算に属するものとなりますので、ご注意ください。現金決済先物取引商品の場合には、取引最終日の前営業日までのお取引が可能です。限月移行による取引参加者の減少、流動性の低下により想定しない値動きとなる場合がありますので、納会日および取引最終日への気配りも必要となります。
- 指数先物取引、指数オプション取引および商品先物取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性を合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料諸費用について

- ・先物・オプション取引を行うにあたっては、別紙に記載の取引手数料をお支払い頂きます。
- ・建玉を当社の口座で管理する場合には、口座管理料を頂戴しません。

証拠金について

- ・指数先物取引、指数オプション取引(売建て)および商品先物取引を行うにあたっては、別紙に記載の計算による証拠金を担保として差し入れまたは預託していただきます。
- ・証拠金の額は、VaR 方式により、先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて計算されますので、指数先物・オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。
- ・銘柄ごとの証拠金は、証拠金シミュレーション画面に掲示します。

指数先物取引のリスクについて

指数先物の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・市場価格が予想とは反対の方向に変化したときは、短期間のうちに証拠金の大部分またはそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額を超える場合があります。
- ・指数先物取引の相場の変動により不足額が発生した場合は、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。
- ・所定期限までに証拠金を差入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- ・金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はその恐れがある場合や金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引き上げ等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となる場合があります。
- ・市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- ・市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

指数オプション取引のリスクについて

指数オプションの価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。また、指数オプションは、市場価格が現実の指数に応じて変動しますので、その変動率は現実の指数に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数オプション取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- ・市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

<指数オプションの買方特有のリスク>

- ・指数オプションは期限商品であり、買方が期日までに権利行使または転売を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。

<指数オプションの売方特有のリスク>

- ・売方は、証拠金を上回る取引を行うこととなり、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。
- ・売方は、指数オプション取引が成立したときは、証拠金を差入れ又は預託しなければなりません。その後、相場の変動等により不足額が発生した場合には、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。
- ・所定の時限までに証拠金を差入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- ・金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引き上げ等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となる場合があります。
- ・売方は、権利行使の割当てを受けた場合には、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、権利行使価格と最終清算数値(SQ 値)の差額の支払いが必要となりますから、特に注意が必要です、

商品先物取引のリスクについて

・商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。

・商品先物取引は証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金のおおむね 10～50 倍程度の額となります。そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターン取引です。

また、相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。相場の変動により損失が一定の額を超えた場合に取引を継続するためには、当初に預託した証拠金に加えて、証拠金を追加して預託することが必要となる場合があります。

・所定期限までに証拠金を差入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。

・商品先物取引には原則として限月(げんげつ)があり、限月の納会日までに建玉を決済して取引を終了させる必要があります。

・当社では現物の受渡しによる決済は行っておりませんので、建玉の決済は反対売買による差金決済によります。

・当社では値洗益の出金および値洗益の証拠金への振替えは行っておりません。

・金融取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、金融取引所により建玉が処分されることがあります。

・万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは(株)日本証券クリアリング機構において支払不能と取扱われた等の事由により、金融商品取引所において当社が違約者と認定された場合には、金融商品取引所により建玉が処分されることがあります。

お客様資産の保全について

・お客様から差入れを受けた証拠金は、お客様の代理人として当社が(株)日本証券クリアリング機構に預託し、当社の資産とは区別して管理されます。また、一時的に当社が保管するお客様の資産については、分別管理により、保全措置を行っています。

・万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは(株)日本証券クリアリング機構において支払不能と取扱われた等の事由により、金融商品取引所において当社が違約者と認定された場合であっても、お客様の資産はお客様に返還されます。また、万が一、何らかの事情でこの返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について 1 千万円を限度として一定の範囲で日本投資者保護基金または日本商品委託者保護基金の補償を受けることができます。詳細につきましては、当社または(株)日本証券クリアリング機構、日本投資者保護基金もしくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

指数先物・オプション取引、商品先物取引は、クーリング・オフの対象になりません

- ・先物・オプション取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。
 - ・ご注文をいただいても商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。
- お客様の先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。

【注意】

本書面では、我が国における代表的な指数先物取引、指数オプション取引および商品先物取引に関する一般的な事項について説明しており、当社独自の取引ルールについては、約款、取引規程、ルール等にて、その内容について必ず、ご確認ください。

指数先物取引、指数オプション取引および商品先物取引の仕組みについて

指数先物取引、指数オプション取引および商品先物取引は、金融商品取引所が定める規則に従って行います。

1. 指数先物取引の仕組みについて

○ 取引の方法

(1) 対象指数

取引対象の指数は、日経平均株価指数などの各金融商品取引所が指定した指数となります。

(2) 取引の期限

指数先物取引(以下の a 及びbに掲げる指数先物取引を除く)は、各金融商品取引所が定める月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前営業日に終了する取引日(日中取引終了後に設けられているセッションの開始時から翌営業日の日中取引の終了時までの 1 サイクルをいいます。以下、同じ)を取引最終日とする取引(限月取引といいます。)に区分して行います。また、直近限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。

注:各先物取引の取引開始日については、各金融商品取引所のホームページ等により、ご確認ください。

a. 米国株価指数先物取引

各限月取引の第三金曜日(休業日又は対象指数が算出されない日にあたる時は、順次繰り上げる。)に終了する取引日を取引最終日とする取引に区分され、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。

b. ボラティリティ指数先物取引

各限月取引の翌月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の 30 日前となる日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前営業日に終了する取引日を取引最終日とする取引に区分され、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。

(3) 日中取引終了後の取引

指数先物取引では、金融商品取引所が定めるところにより、一部の取引を除き、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの翌日中取引分と併せて(取引日ごとに)行います。

(4) ストラテジー取引

指数先物取引では、各金融商品取引所が定める範囲内で、異なる限月の同一銘柄の売付け又は買付けを同時に行う取引(ストラテジー取引)ができます。

(5) 制限値幅

指数先物取引では、相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、

基準値段から、金融商品取引所が定める一定の値段を加減した制限値幅(1日に変動し得る値幅)を設けています。金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(6) 取引の一時中断

指数先物取引では、先物価格が大幅に上昇または下落した場合には、原則として取引を一時中断する制度(サーキットブレーカー制度)が設けられています。

(7) 取引規制

金融商品取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引き上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限
- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f. 指数先物取引の制限または禁止
- g. 建玉制限

○ 決済の方法

(1) 転売又は買戻しによる決済(反対売買による決済)

指数先物取引について、買建玉(又は売建玉)を保有する投資者は、最終の取引日までに転売(又は買戻し)を行い、新規の買付け(又は売付け)を行ったときの約定数値と転売(又は買戻し)を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済することができます。

(2) 最終清算数値(SQ値)による決済(最終決済)

最終取引日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の売付け又は買付けを行ったときの約定数値と最終清算数値(金融商品取引所が定める特別な指数。SQ値ともいいます。以下同じ。)との差に相当する金銭を授受することにより決済されます。

2. 指数オプション取引の仕組みについて

○ 取引の方法

(1) 取引の対象

取引の対象は主に次の2種類とします。

a. 指数プットオプション

対象指数の数値が権利行使価格を下回った場合にその差に金融商品取引所が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

b. 指数コールオプション

対象指数の数値が権利行使価格を上回った場合にその差に金融商品取引所が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

(2) 取引の期限

指数オプション取引は、金融商品取引所が定める限月取引(通常限月取引及び週次設定限月取引を指します)に区分して行います。また、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。

(3) 日中取引終了後の取引

指数オプション取引では、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中に行った取引に係る証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの翌日中取引と併せて取引日ごとに行います。

(4) ストラテジー取引

金融商品取引所が定める範囲内で、複数のオプション銘柄の売付け又は買付けを同時に行う取引(ストラテジー取引)ができます。(当サービスでは取り扱っておりません)

(5) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、金融商品取引所は制限値幅(1日に変動し得る値幅)を設けています。金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(6) 取引の一時中断

指数先物取引の先物価格が大幅に上昇又は下落した場合には、原則として、指数先物取引を一時中断されることとなっておりますが、同時に指数オプション取引についても取引が一時中断されます。

(7) 取引規制

金融商品取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限
- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f. 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- g. 指数オプション取引の制限または禁止
- h. 建玉制限

○ 権利行使

(1) 権利行使日

指数オプション取引の権利行使日は、取引最終日の終了する日の翌日のみです。

(2) 権利行使の指示

買方顧客が権利行使を行う場合には、権利行使日の金融商品取引所が定める時限まで

に金融商品取引業者に対して権利行使を指示しなければなりません。

なお、権利行使日において、イン・ザ・マネーの銘柄については、上記の時限までに買方顧客から権利行使の指示がなくても、買方顧客から権利行使の指示が行われたものとして取扱います。ただし、当該銘柄であっても、買方顧客が権利行使を行わない旨を指示することにより、権利行使を行わないことができます。

(注) イン・ザ・マネーとは、プットオプションについては、権利行使価格が最終清算数値を上回っている場合を、コールオプションについては、権利行使価格が最終清算数値を下回っている場合をいいます。

(3) 権利行使の割当て

金融商品取引清算機関(以下「清算機関」という。)は、金融商品取引業者から権利行使の申告があれば、当該銘柄の売建玉を有する金融商品取引業者へ割当てを行い、割当数量を自己分と顧客の委託分とに区分して通知します。

顧客の委託分への割当て通知を受けた金融商品取引業者は、所定の方法により、顧客に割り当てます。

(金融商品取引所における指数先物取引及び指数オプション取引の清算機関は株式会社日本証券クリアリング機構となっています。)

○ 決済方法

指数オプション取引の決済には、転売又は買戻しによる決済と権利行使による決済の2つの方法があります。

(1) 転売又は買戻しによる決済(反対売買による決済)

指数オプション取引について、買建玉(又は売建玉)を保有する投資者は、取引最終日までに転売(又は買戻し)することにより決済することができます。

この場合、買建玉を保有する投資者(買方)は、売却代金を受け取り、売建玉を保有する投資者(売方)は、買戻し代金を支払うこととなります。

(2) 権利行使による決済

指数オプション取引について、買方は、権利行使を行って買建玉を決済することができます。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることとなります。

権利行使の割当てを受けた売方は、権利行使価格と最終清算数値との差に相当する金銭を支払わなければなりません。

3. 商品先物取引の仕組みについて

○ 取引の方法

(1) 対象商品

取引対象の商品は、金や白金といった貴金属、トウモロコシや大豆といった農産物などの各金融商品取引所が指定した商品となります。

(2) 取引の期限

商品ごとに納会日または取引最終日が設定されており、各金融商品取引所が定める納会日または取引最終日の前営業日に終了する取引日(日中取引終了後に設けられてい

るセッションの開始時から翌営業日の日中取引の終了時までの 1 サイクルをいいます。以下、同じ)を取引最終日とする取引(限月取引といいます。)に区分して行います。また、直近限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。

注 1: 各先物取引の取引開始日については、各金融商品取引所のホームページ等により、ご確認ください。

注 2: 当社では以下いずれかの納会日または取引最終日の前の当社が規定する期日までに、差金決済を行っていただきます。

現物先物取引の場合: 納会日の前々週の金曜日の日中立会終了まで

現金決済先物取引の場合: 取引最終日の前営業日の日中立会終了まで

(金曜日が休日の場合は前営業日)

上記の決済時限までに反対売買がなされなかった場合は、当社任意でお客様の計算により、当該商品の当該限月の建玉のすべてを強制決済することができるものとします。

(3) 日中取引終了後の取引

商品先物取引では、金融商品取引所が定めるところにより、一部の取引を除き、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの翌日中取引分と併せて(取引日ごとに)行います。

(4) ストラテジー取引

商品先物取引では、各金融商品取引所が定める範囲内で、異なる限月の同一銘柄の売付け又は買付けを同時に行う取引(ストラテジー取引)ができます。(当サービスでは取り扱っておりません)

(5) 制限値幅

商品先物取引では、相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、基準値段から、金融商品取引所が定める一定の値段を加減した制限値幅(1 日に変動し得る値幅)を設けています。金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(6) 取引の一時中断

商品先物取引では、先物価格が大幅に上昇または下落した場合には、原則として取引を一時中断する制度(サーキットブレーカー制度)が設けられています。

(7) 取引規制

金融商品取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引き上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限
- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ

- f. 商品先物取引の制限または禁止
- g. 建玉制限

○ 決済の方法

(1) 転売又は買戻しによる決済(反対売買による決済)

商品先物取引について、買建玉(又は売建玉)を保有する投資者は、最終の取引日まで転売(又は買戻し)を行い、新規の買付け(又は売付け)を行ったときの約定値段と転売(又は買戻し)を行ったときの約定値段との差に相当する金銭を授受することにより決済することができます。

最終の取引日は商品ごとに異なります。また、当社では取引所の設定する取引最終日より前の時限を決済時限とし、当該時限までにお客様ご自身で反対売買を行っていただきます。決済時限までに反対売買がなかった場合は、当社任意でお客様の計算により、当該商品の当該限月の建玉のすべてを強制決済することができるものとします。

4. 証拠金について

(1) 証拠金の差入れ又は預託

証拠金は、次のように算出された総額の不足額又は現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日までの金融商品取引業者が指定する日時までに差入れ又は預託しなければなりません。

○ 総額の不足額

受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額

○ 現金不足額

証拠金として差入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額

a 当社証拠金所要額

先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引いて得た額となります。ただし、オプション取引において、売りを10枚以上保有した場合には、③の金額がそれに加算されます。

① VaR 証拠金額

VaR 証拠金額は、先物・オプション取引の建玉について、銘柄により HS-VaR 方式または AS-VaR 方式により計算した証拠金額です。

詳細は以下 株式会社 日本証券クリアリング機構の該当ページをご参照ください。

https://www.jpx.co.jp/jscc/seisan/sakimono/shokokin_seido/VaR.html

② ネット・オプション価値の総額

ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプション価値は、次のとおりです。

買オプション価値の総額

: 買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

売オプション価値の総額

: 売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

※ 清算価格は、原則として清算機関が定める理論価格とします。

③ オプションの保有枚数に応じた割増証拠金

オプション取引において、当社が独自に設定している項目です。

売りオプション保有が10枚超となった場合に以下により加算されます。

売りオプション保有10枚超の場合、10枚超から1枚あたり10万円の追加預託

b 受入証拠金の総額

証拠金として差入れ又は預託している金銭の額±顧客の現金授受予定額

※ 顧客の現金授受(受領又は支払)予定額

: 計算上の損益(利益又は損失)額(先物取引の相場の変動に基づく損益額-計算上の利益の払出額)±顧客との間で授受を終了していない先物取引の決済損益額±顧客との間で授受を終了していないオプション取引の取引代金-顧客の負担すべきもので金融商品取引業者が必要と認める額

※ 先物取引の相場の変動に基づく損益額は、新規の売付け又は買付けにかかる約定数値と前取引日の清算数値との差額に基づき算出されます。

なお、取引所証拠金所要額(VaR 証拠金額-ネット・オプション価値の総額)は清算機関の規則に定められた最低基準であり、実際の額は各金融商品取引業者が定めます。また、金融商品取引業者から証拠金の差入れ又は預託の請求があった場合、速やかにその差入れ又は預託を行わなければ、金融商品取引業者は、その建玉について顧客の計算で転売又は買戻しを行い決済することができます。

さらに、差入れ又は預託した証拠金(顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。)は、委託分の取引証拠金として、清算機関にそのまま預託(直接預託)されるか、顧客の同意があればその全部又は一部が金融商品取引業者の保有する金銭又は有価証券に差し換えられて清算機関に預託(差替預託)されることとなります。その際、清算機関への預託の方法(直接預託か差替預託か)により、「取引証拠金」と「委託証拠金」に区分されて取り扱われますが、お客様にとっては本質的に変わるところはありません。

(2) 計算上の利益の払い出し

当社は、先物取引にかかる計算上の利益に相当する額の金銭の払い出しはできませんので、ご注意ください。

(3) 証拠金の返還

当社は、顧客が先物取引について、顧客が差し入れた又は預託した証拠金から未履行債務額を控除した額について返還を申し入れたときは、当社の出金ルールにしたがい、原則として遅滞なく返還します。

5. 取引参加者破綻時等の建玉の処理について

金融商品取引所の取引参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として金融商品取引所が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に保有している建玉については、次の処理が行われます。

(1) 他の取引参加者に移管する場合

移管しようとする場合は、金融商品取引所が指定した取引参加者に対して顧客が移管の申込みを行い、承諾を得る必要があります。また、移管先の取引参加者に先物・オプション取引口座を設定する必要があります。

(2) 移管せずに転売・買戻し等を行う場合

支払不能による売買停止等の措置を受けた取引参加者に転売・買戻し・権利行使を指示することによって行うこととなります。

(3) 金融商品取引所が指定する日時までに(1)、(2)のいずれも行われなかった場合

顧客の計算で転売・買戻し・権利行使が行われます。

なお、差し入れ又は預託した証拠金(顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。)は委託分の取引証拠金として清算機関に直接預託又は差換預託されておりますので、当該取引証拠金については、その範囲内で清算機関の定めるところにより、移管先の取引参加者又は清算機関から返還を受けることができます。

6. 先物・オプション取引及びその委託に関する主要な用語

・ 証拠金(しょうきん)

先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れ又は預託する金銭をいいます。

・ 建玉(たてぎょく)

先物・オプション取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

・ 買戻し(かいもどし)(=買い決済)

売建玉を決済する(売建玉を減じる)ために行う買付けをいいます。

・ 転売(てんばい)(=売り決済)

買建玉を決済する(買建玉を減じる)ために行う売付けをいいます。

・ 限月(げんげつ)

取引の決済期日の属する月をいいます。先物・オプション取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれについて取引が行われます。

7. 先物・オプション取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における先物・オプション取引については、以下によります。

- ・ 国内の取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の取次ぎ

- ・ 先物・オプション取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 先物・オプション取引のお取引に関するお客様の金銭又は建玉の管理

8. 金融商品取引契約に関する租税の概要

〈先物・オプション取引に関する租税の概要〉

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 先物・オプション取引に係る差金等決済から生じる利益は、他の所得と分離して、事業所得又は雑所得として課税されます。なお、損失が生じた場合には、原則として、他の先物取引等に係る雑所得等との損益通算が可能となります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 先物・オプション取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

9. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において先物・オプション取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ 先物・オプション取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ ご注文は、当社が定めた取扱時間内に行ってください。
- ・ ご注文にあたっては、委託する取引対象及び限月、新規および決済の別、売付け又は買付けの別、注文数量、価格(指値、成行等)、委託注文の有効期間等注文の執行に必要な事項等を明示していただきます。これらの事項を明示しただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ 注文された先物・オプション取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」を交付します。
- ・ 先物・オプション取引について、毎月、期間内のお取引内容及びお取引後の残高を記載した「取引残高報告書」をお客様に交付します。期間内にお取引がない場合は 1 年に 1 回以上の交付となります。
- ・ この「取引報告書」「取引残高報告書」の内容は、必ずご確認ください。
- ・ 万一、記載内容が相違している場合は、速やかに当社へご連絡下さい。

フィリップ証券の概要

商号等	フィリップ証券株式会社 金融商品取引業者 登録番号: 関東財務局長(金商)第 127 号 経済産業省 20240430 商第 6 号 農林水産省指令 6 新食第 341 号
本店所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
加入協会	日本証券業協会 / 一般社団法人 金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会 日本投資者保護基金 日本商品委託者保護基金
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	9 億 5015 万円
主な事業	金融商品取引業
設立	1944 年 4 月
連絡先	お客様窓口: 0120-881-104

1. 手数料について

商品	手数料
日経 225 先物取引	220 円/枚 (税込)
日経 225mini 先物取引	22 円/枚 (税込)
日経 225 マイクロ先物取引	22 円/枚 (税込)
TOPIX 先物取引	220 円/枚 (税込)
ミニ TOPIX 先物取引	22 円/枚 (税込)
東証グロース 250 指数先物取引	22 円/枚 (税込)
日経平均 VI 先物取引	330 円/枚 (税込)
NY ダウ先物取引	220 円/枚 (税込)
日経 225 オプション取引	売買代金の 0.220% (税込) 最低手数料 220 円 (税込)
金ミニ先物取引 白金ミニ先物取引	90 円/枚 (税込) 日計り 45 円/枚
金限日取引 白金限日取引	90 円/枚 (税込) 日計り 45 円/枚
CME 原油等指数先物取引	143 円/枚 (税込)
上記以外の商品先物取引	352 円/枚 (税込) 日計り 176 円/枚

※オプション取引における自動権利行使、割当、消滅、放棄の手数料はかかりません。

2. 証拠金について

取引を行うための証拠金所要額及び受入証拠金の計算式は以下のとおりとなります。

(1) 証拠金所要額

$$\text{証拠金所要額} = (\text{VaR 証拠金額} \times \text{当社が定める証拠金掛目}) + \text{先物両建て証拠金} - \text{ネット・オプション価値総額} + \text{当社が定めるオプションの保有枚数に応じた割増証拠金}$$

(注 1) 発注済未約定の注文がある場合は、その分を加味して証拠金所要額を計算します。

(注 2) 当社が定める証拠金掛目は、相場状況によって、弊社の任意で設定します。

なお、掛目については、当社ホームページ上に掲載します。変更時には速やかに掛目およびその適用日を公表します。

(注 3) 先物両建て証拠金とは、指数先物取引において、株価指数の動きに連動しないポジションでも、一定の証拠金を維持していただく金額で、当社の独自ルールとして設定しております。

その計算式は、以下のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{先物両建証拠金} &= \\ &(\text{売り買い合算の(グロス)VaR 証拠金額} \times (\text{売り買いの大きい枚数}) / (\text{売り枚数} + \text{買い枚数}) \\ &- \text{当該建玉の VaR 証拠金}) \times \text{当社が定める証拠金掛目} \end{aligned}$$

(注 4) 当社が定めるオプションの保有枚数に応じた割増証拠金は、オプション取引において、特に売りオプション保有時の相場変動リスクに備えるため、当社独自に設定している金額です。以下により算出され加算されます。

売りオプション保有の枚数 10 枚超の場合、10 枚超から 1 枚あたり 10 万円の追加預託

(2) 受入証拠金 (=純資産)

$$\text{受入証拠金 (=純資産)} = (\text{差入証拠金 (=現金)}) \pm \text{現金授受予定額}$$

以上

(2024 年 11 月 5 日)